

◎佐賀県条例第10号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年佐賀県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(遊戯場営業者の遵守事項)</p> <p>第10条 法第2条第1項第4号の営業（以下「4号営業」という。）及び同項第5号の営業（以下「5号営業」という。）を営む風俗営業者は、前条の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 営業所（まあじゃん屋及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）<u>第52条第1項</u>の規定による飲食店営業の許可に係る施設において営む5号営業の営業所を除く。）で客に飲酒させないこと。</p>	<p>(遊戯場営業者の遵守事項)</p> <p>第10条 法第2条第1項第4号の営業（以下「4号営業」という。）及び同項第5号の営業（以下「5号営業」という。）を営む風俗営業者は、前条の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 営業所（まあじゃん屋及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）<u>第55条第1項</u>の規定による飲食店営業の許可に係る施設において営む5号営業の営業所を除く。）で客に飲酒させないこと。</p>

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。